

会 議 名 (審議会等名)	第1回川西市立学校校区審議会		
事 務 局 (担 当 課)	教育委員会教育振興部学校教育室(内線3385)		
開 催 日 時	平成17年7月21日(木)午後5時30分~午後7時30分		
開 催 場 所	川西市役所4階 庁議室		
出 席 者	委 員	三上和夫、米川英樹、植木壽子、足立直正、石川健次、今濱勝之、楠本順三、中西忠男、田中光江、井関朋子、滝井温子	
	そ の 他		
	事 務 局	織田教育振興部長、井関総務調整室長、小畑学校教育室長、吉田学校教育室主幹、船曳学校教育室副主幹、小田学校教育室主査、夏目学校教育室主任	
傍 聴 の 可 否	不可	傍聴者数	0人
傍聴不可・一部不可の場合は、その理由	当審議会が新たな委員選任のもと開催され、会議公開制度における第1回目の会議開催と同等の取扱いに当たるため		
会 議 次 第	1 会長あいさつ 2 議 事 (1) 諮問事項の審議		
会 議 結 果	(1) 審議中(審議経過のとおり)		

教育長	<p>この度、校区審議会ということでそれぞれの委員の皆様方には快くお引き受けいただいて、感謝申し上げたいというふうに思います。</p> <p>この4月からいろんな場で、特に阪神、兵庫県の教育長会議等でも、「川西は校区の選択制を導入したんですね」というような話が常に言われまして、その度に説明をして、実は「川西はこうゆう状況があって、こんなふうなことで…」というふうな説明をして、「ああそうですか」と。「それにしても、よく考えて一つの制度としてされているな」ということで、ある意味では非常に関心を得ているような感じを受けております。もう一方、アンケートにございますけれども、今回同時に、制度の出発とともに、アンケートをいただいて見ますと、まさしく、特に保護者のニーズは非常に多様だなということに改めて思いました。私どもは、そうしたことに十分意を尽くしながら行政を進めていかなければいけないということを改めて考えております。同時に、今日も小学校、中学校の校長がお二人お見えですが、学校園にとっても一つの刺激があったんじゃないかと。何か最初は非常に心配されて「うちには来ないんじゃないか」「希望がないじゃないか」というようなことだったんですが、ある意味では想定内の現れ方で、そういう意味では、この制度というのはよく考えられているなということに改めて思いました。さりとて、ある程度枠内での選択ですので、今後この現れ方を十分、具体的な数字、あるいはお考えをもとにして、また委員の皆様にご審議いただいて、より良い、ということは子どもたちにとってより良いということで、そうした制度にしていきたいと。一応2年後ということで見直しをとということで進めておりますけれども、そうした中で、委員の皆様方には是非、今担当の方から諮問内容をお話申し上げましたが、十分論議いただいて、それを受けて私どもも精一杯進めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。</p>
事務局	<p>続きまして、委員のご紹介をさせていただきたいと思っております。本日は第1回目の会議ですので、お手元の1ページの名簿に基づきましてご紹介をさせていただきます。</p> <p>大阪弁護士会 植木壽子委員 神戸大学発達科学部教授 三上和夫委員 大阪教育大学教授 米川英樹委員 川西市立明峰中学校長 足立直正委員 川西市立清和台南小学校長 石川健次委員 川西市立ふたば幼稚園長 増元富臣子委員（本日は欠席です） 加茂小学校区コミュニティ推進協議会会長 今濱勝之委員 緑台・陽明地区コミュニティ推進協議会会長 楠本順三委員</p>

	<p>東谷小学校区コミュニティ推進協議会会長 中西忠男委員  清和台中学校PTA副会長 井関朋子委員  川西北幼稚園PTA会長 滝井温子委員  緑台小学校PTA副会長 田中光江委員</p> <p>以上12名の委員の皆様のご紹介を終わらせていただきます。皆さんよろしくお願  いたします。</p> <p>続きまして、事務局職員のご紹介をさせていただきます。</p> <p>教育長 村木、教育振興部長 織田、総務調整室長 井関、学校教育室長 小畑、学  校教育室学務担当主幹 吉田、同学務担当副主幹 船曳、同学務担当主査 小田、同学  務担当主任 夏目</p> <p>それでは、これより議事に入らせていただきます。</p> <p>日程1 本審議会会長及び副会長の選任でございます。</p> <p>審議会規則第6条によりますと、委員の互選により定めることとなっております、  いかがお取り扱いさせていただきますでしょうか。</p>
委 員	事務局一任で
事務局	<p>ありがとうございます。ただいま事務局一任の声がありましたので事務局から提案を  させていただきます。</p> <p>会長には三上委員をお願いしたいと思います。</p>
	拍手
事務局	副会長には米川委員を指名させていただきたいと思います。
	拍手
事務局	<p>それでは、本審議会の会長に三上委員、副会長に米川委員が決定いたしました。</p> <p>議事に入る前に、三上会長から一言ごあいさつをいただきたいと思います。よろしく  お願いします。</p>
会 長	<p>ご指名いただきまして、会長やらせていただきたいと思います。前回の審議会は、短  い期間ではありましたが、集中的な議論がありまして、骨格ができていく課程は、私の</p>

	<p>ように実際の動きとは関係なく研究的なことをやっている人間にとっては非常に刺激に満ちた、ドラマチックという言い過ぎですが、そういうものでした。結果、その後の動向も、先程お示しいただいた資料によりますと、非常に制度としては安定性を持っているということで、幾らかの責任を果たし得たかなと思っております。通常の委員会という形で任期を決定いただいて進められる審議会ということで、前回とは違うと思いますので、その点につきまして、教育長はじめ事務局の方々の援助を得ながら考えていきたいと思っております。一言、この数年のことについて、私の感想を申し上げますと、前回の審議会において相当丁寧な議論をし、共通理解を作っていたということが、とても全国的にも意味のあることであるということが判明してきているというのが、この1年の動向です。と申しますのは、東京都において様々な選択制の動向がありましたが、数年の間に批判の動向あるいはその中での様々な課題があるんだという父母の方のご指摘とか、地域の方のご指摘も出ているようです。このことも考えまして...今中央教育審議会でお金の全体をどうするかという大変な議論をしていますが、それとも連動をしながらこういう議論をやっているということは、とても重要なことです。討論としては、様々な流動性がある中で、一歩ずつ共通の理解を確かめながら作っていくことが課題かなと思っております。この数年間のうちに、中央の政策動向がどうであるとしても、川西市で確かなもう一歩、そしてもう一歩先を見通すということができれば良いかと、非力ではありますが、このように考えております。よろしく申し上げます。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。それでは、これより先は、議事進行を三上会長にお譲りしたいと思っております。</p>
会 長	<p>それでは、日程2 川西市立学校校区審議会会議公開制度運用要綱及び同審議会会議公開に係る傍聴要領の制定について、これについて、事務局より説明をいただきたいと思っております。</p>
事務局	<p>それでは、会議公開の関係についてご説明をさせていただきたいと思っております。</p>
	<p>会議公開ということで、これは既に川西でも情報公開ということで定着しておりますが、その情報公開という流れの開かれた行政の一端の中で会議そのものを公開していこうということです。これは、平成10年に市の方で制度化が図られ、その後、種々の審議会等で会議公開が現実的に運用されているという状況であります。ただ、基本的に、会議公開を制度化と言いましても、市長の方で会議公開を原則としてしていこうということで姿勢はありますが、最終的には審議内容の問題とか、審議会そのものが独自性の</p>

機関、自主性を確保されないといけない機関であるということもありますので、会としてきちっとした確認の中で、会議公開をするということの確認をいただいた中で進めるということが大事になってきますので、そういう意味で皆さんの方で内容的に確認をいただいた上で、要綱を定めながら会議公開を実施をしていくということで決定をいただき、進めて行くということが前提となります。そういう意味で、内容的に確認をいただくということがまずは大事かと思っております。中身ですが、基本的に原則会議公開をしていきますということで、運用要綱第2条で会議公開の方法を定めております。その一連の中で第3条において一定の事項を公開し、市民がいつでも見れるようにすることとしています。特に、第3条第2項で、「委員名簿は、役職等、氏名、選出基準を記載するものとする。」とあり、皆さんのお名前が表に出ていくということが原則のものとなっております。次に、いわゆる会議公開という前提の中で、基本的に会議を公開するという方向がこの制度の趣旨になるわけですが、一方で、当然に非公開ということも考えていかないといけないということで、これについては情報公開という制度がありますが、公文書に対する情報公開という部分での非公開情報、意思形成過程情報であるとか、プライバシー情報であるとか、それを含めまして様々な事情でオープンできないものもあります。それと同じようなことで会議公開についても照らして、そういう内容に合致するものについてはこれを非公開とすることができるということにはなっております。ただ基本的に、当審議会の審議内容を考えた場合には、余程のことがない限り非公開情報を扱っていくということはないであろうと。ただ、独自性、自主性を確保していく観点の中で、審議そのものが公開することによって不当に損なわれるようなことがあれば、これは非公開ということもやむなしということになります。不当に損なわれるという判断が微妙になってくるので、余程の事情ということを勘案しないと非公開ということにはしにくいかなと考えております。次に、結果的に会議公開によって何が起きるかということで、傍聴があります。規定としては、第6条に定めていますが、この場所ということであれば、この場所に傍聴席を設けて、傍聴をしていただくということになります。傍聴の定員は定めがあり、第6条第3項で10人ということにはなっておりますが、ただし書もあり「必要と認めるときは、これを変更することができる」ということで、場所の大きさによって変更していこうという形であります。実際には、前回同様、10人ということで確保していこうと考えております。今日は、会議公開を決めていただく会ということで、会議をお知らせする段階で非公開ということで傍聴はお断りしておりますので、次回以降は、運用要綱を原案どおり制定いただければ、傍聴が入るということになります。次に、これは既に運用要綱の問題ではなく、オープンしているものがありまして、会議のお知らせは既にさせていただいております。

大体10日程度前にはということで、いつ、どういう会議が、何時から、どういう内容で開かれ、傍聴ができるできないということがオープンになっています。今後も事前に会議前には市民にお知らせをすることとなります。次に、会議の成果として会議録を作成することになります。当然これも、第7条に規定がありますが、会議録を作成すれば、これも必然的にオープンをしていくことになっております。また、会議録そのものができあがり確定すれば、市のホームページには必ず掲載することになっております。また、市役所2階の市政情報コーナーでも見れるということになっております。そういう形で、会議録まで公開ということですのですべての会議公開という制度の中身になっております。あと傍聴の関係ですが、傍聴要領も定めておまして、傍聴手続や傍聴できない者など、基本的なルールを決めた中で、場合によれば違反される方は会長判断で退場していただくということになります。以上、説明を終わります。

会 長

事務局案の概略と傍聴要領等もご紹介いただきました。事務局案どおりに決定させていただくことにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

異議なし

引き続き、日程3 川西市立学校校区審議会の審議事項について、事務局より説明をしていただきたいと思います。

事務局

まず、資料の12ページをお開きいただきたいのですが、川西市立学校校区審議会規則ということで掲載してありますが、今回平成17年度から新たに通学区域制度が形を変えたということで、従来の校区審議会に役割が付加され、規則の改正をしております。第2条で所掌事務を規定していますが、一つ目に挙げている「幼稚園の園区並びに小・中学校の校区の設定、変更に関する事項」、これが従来の審議事項になっていたわけですが、これに新たな通学区域制度の創出をみたということに基づき、その制度を決めている「川西市立小学校及び中学校の就学指定等に関する規則の第7条第2項第2号及び付則第2項の規定により意見を求められた事項」というのが新たに審議事項として付加をされております。話が前後しますが、校区外の就学希望をしていただく場合に人数制限をしております。限度枠を設定しており、5%というのがあります。その5%の限度枠に当たって、優先枠を設けています。いわゆる5%枠の外で見方です。まず第7条第2項第1号で、兄弟姉妹が既に在籍している場合は、5%に関係なく優先して認めることとしています。2号は、「前号に掲げるもののほか」ということで、特に必要がある

のではないかという状況が起きるかも知れないということで定めたもので、一定のものを認めていこうとする場合には、審議会にお諮りをさせていただこうということです。

もう1点が、付則第2項で「制度の検証等」と書いております。これが一番大きな、メインの内容になるかと思いますが、読みますと「委員会は、就学指定の制度に関し、5年毎に、審議会の意見を聴いた上で、当該制度の運用方法、改変効果の検証等を行い、必要に応じて具体的な対応を決定するものとする。」ということで、5年に1回は審議会を開催していただいて、通学区域制度の制度検証を行っていくことを義務付けたものとなっています。3項でその特例として、本来5年毎のところを第1回目につきましては2年を経過した時に行おうということで、17年度入学に際して1回制度運用が図られました、そして18年度入学に対して2回目のこの制度の適用がありますが、その2回の実績を踏まえた中で、2項でいう運用方法、改変効果の検証等を、1回目として行おうということです。そういう意味で、18年度には具体的な審議をお願いすることとなります。そして、事前に状況を知っていただくということも踏まえまして、本日第1回目の審議会を開催させていただき、経過報告をさせていただきながら、備えていきたいということでもあります。

これが審議事項になるわけですが、制度の概略についてはお知りおきいただいているかと思いますが、本日前回の校区審議会で、今回の通学区域制度に至った答申書を別添で配布させていただいております。校区を巡る問題を解決するというこの中で、審議会でご議論をいただき、新たな通学区域制度を設けようと、ただし、その中で学校選択という方法ですが、人数制限、受入可能人数の設定、あるいは制度検証というようなことを具体的に明記をしながら、実施すべしということでご提案をいただき、それを教育委員会の方で制度化を図らせていただいたということです。本日は時間がありませんので割愛しますが、一度、詳しい内容につきましては、お読みいただきたいと思います。細部の部分で答申いただいた内容と少し違うものがないわけではないのですが、趣旨、制度本体の中身は、答申をそのまま受けさせていただいて制度化を図らせていただいております。結果、就学指定等に関する規則という形で表れているということでもあります。また、併せて平成17年度用ということで作成した小学校、中学校のパンフレットをお配りしております。通学区域制度の留意事項等を含め制度の内容が分かるものとなっていますので、ご一読をいただき、検証に役立てていただければと思います。あと、制度検証が重要であるということで、審議会は監視機関という形になることから、委員の任期を3年とさせていただいております。基本的に3年の任期の中で、経過状況を把握いただき、現実の問題に対してのご議論をいただければと考えておりますので、よろしくお願いいいたします。

<p>会 長</p>	<p>制度の検証そして2年後の具体的な検証の部分が重要な課題であるということと、これら全体についての検証の中から様々な問題が出てきた場合には運用のところでの、7条等の全体の構成の仕方をどうするかという問題が出てくるかも知れません。3つ位の大きな課題を言われました。</p> <p>何かご質問ございますか。よろしいですか。それでは、先程ご紹介のありました17年度の実態の方に目を向けることになると思います。</p> <p>では、日程4 平成17年度新入学に伴う校区外就学希望制度の運用状況についてこれはかなり詳細になりますが、どういうふうに報告いただきましょうか。よろしくお願いいたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>引き続きまして、平成17年度の校区外就学希望の運用状況ということでご説明させていただきたいと思えます。26ページから33ページまでが、具体的な17年度入学に当たって校区外就学希望申請のあったいろんな段階での数字的なものになります。次に34ページ以降ですが、1回目の制度運用が終わったことを受け、小、中学校の新1年生全員にアンケートをお願いしました。申請をされなかった方もおられますので、...大半の方がされなかったわけですが...何故されなかったかも含めてお聞きする必要があるかということで、アンケートを取りました。その集計をしたものが、34ページ以降ということです。</p> <p>まず、26ページからのそれぞれの時期での状況についてのご説明になりますが...。26ページが小学校、27ページが中学校の分ですけれども、10月の頭にご案内をさせていただいて、10月末日をもって申請期間とさせていただいて、その集計をしたものを数字に表したものです。5%限度枠が各学校毎に何人かがA欄に、実際の申請者数がB欄にあげております。実際に申請をいただいたのは、小学校で38人ありました。そのうち、兄弟優先等と書いております。これについてはご説明が必要かと思えますが、75ページをお開きください。教育委員会において過去において特定の地域で、校区境界というのが大半ですが、どうしてもこっちの学校の方が近いからというような要望とかがあった中で、従来からの区域外制度という形の中で本来この校区であるけれどもこちらの学校という形で、区域外許可を出して、既に校区外の学校に行っているという事実の地域があります。それが75ページの1番目に書いてありますところで、「変更に係る地域」というところを見てくださいと、矢間1丁目、平野2丁目、多田院西2丁目、東畦野2丁目のマンションと書いてありますが、この4地域については、既に区域外ということで、1年毎の更新ではありますが、行っても良いですということで教育委員会が認めていたという事実がありました。今回の制度導入は、前回の校区審議会の</p>

答申にも書いてありますが、そういうものも解消しようという意図があったわけです。そういう関係で、先程に戻っていただきますと、「兄弟優先等」と書いておりますのは、そういう地域の方で、既に兄弟が校区外の学校に行かれている、その弟妹がこの制度を使って校区外就学を希望したということで、基本的には兄弟を優先していこうというのは、現実的に新制度でも認めておりますので、過去において認めた方を制度前だから関係ないですよということは問題がありますので、その方については認めざるを得ないということで、結果的に優先を適用する方がおられたという形で、申請の人数には入っていますが、実際の抽選をするかしないかという限度枠に対して何人かという内訳という中では除外をするということであげております。多田東小学校で4人、緑台小学校で1人となっておりますが、多田東小学校の4人はすべて平野2丁目の方でした。緑台小学校の方は特定の地域の方とは違いますが、結果的には辞退をされました。ということで、多田東小学校であれば、10人申請がありましたが、実際に5%の対象となるのは6人ということで、8人に対して6人なので、抽選しなくて良かったという表の見方になっております。そういう意味で、トータル38人で、辞退を含めて5人が実人数に数えませんが、実申請者としては33人、その結果を踏まえ、抽選をするかしないかということで、小学校については、5%限度枠での抽選は一切なかったということです。一方、中学校ですが、兄弟優先等として川西南中学校の1人は辞退されましたが、多田中学校の1人は矢間1丁目の方です。結果的には、36人の申請に対して2人が枠外になりますので、34人が実申請者ということになりました。各校で見たときに、多田中学校で5%限度枠14人に対して実申請者数18人になりましたので、抽選させていただくことになりました。次に、28・29ページですが、就学希望者が確定をして、これを受けて各学校毎の受入枠に対して、実際にこの学校に何人希望されたのかというのを集約したものです。例えば加茂小学校で1人希望された、川西小学校で7人希望されたということで希望者数欄に入っております。受入枠に対してそれぞれ数字が入りまして、トータル37人が希望者として決定をしたということです。それぞれの学校で受入枠に対して希望者が何人かということを見て、結果として受入枠との差がマイナスとなっております川西小学校について抽選をさせていただきました。ただ、結果としては、抽選会を開きましたが、当日お二人欠席をされ、欠席辞退という形で、全員くじを引くことなく当選をされましたので、実質的には抽選がなかったような形にはなっております。この時点で、校区外就学が確定した形になっております。中学校につきましては、すべての学校において受入枠を超える希望はございませんでしたので、全員ご希望どおり抽選もなく校区外就学が決まったという形になっております。

次に、次のページにつきましては、それぞれの学校で出ていく人が何人で、入ってく

る人が何人であるというのをまとめた結果がこの形になっておりまして、小学校、中学校において、最終的に決定したものをあげております。受入校別校区外就学希望者の状況の人数と少し変わっておりますが、途中辞退とかがあり、最終的に決定したのが、小学校で35人、中学校で30人が校区外の学校に行かれたということでありまして。ただ、31ページにありますように、最終決定をさせていただいた以後も...これによって入学通知をさせていただいたのですが...私学に行かれたりと辞退をされた結果、最終的には小学校で29人、中学校で23人がこの制度を使われた方ということで、17年度の状況ということでありまして。

次に、32ページ、33ページですが、これは申請された全員の方の就学希望の申請書を分析しまして、...申請の際に参考までにお聞かせくださいということで申請をされた理由を書いていただくこととしておりました...理由別の状況、あるいはどこの住所の方が何人申請したのか、またその地域の方がどこの学校に行かれたのかということで、先程言っていましたような問題となった地域、矢間とか平野とかですが、そういう部分も含めて状況を把握する必要があるだろうということで、その分析もあわせてやりました。問題地域ということであれば、例えば平野2丁目ですが、多田東小学校のところを見ていただいて、平野2丁目、申請者6人すべて緑台小学校を希望、矢間は1丁目、2丁目でお一人ずつ計2名が明峰小学校を希望しているとかの人数的な分布を明示しました。理由別から見ると、通学上の安全、学校が近いと書かれた方が当然最も多く...通学上の安全と学校が近いというのはほぼ同義の可能性がありますが...足すと38人の内23名がそういう理由であります。正に問題的なものが浮き彫りになった形であります。その次は、友人関係が続いております。中学校の方ですが、同じような形で分類させていただいていますが、緑台のところでは申し上げますと、多田中学校で...緑台1丁目から5丁目については審議会でもご議論いただいた部分ではあります...トータルとして6人の方が緑台中学校を希望しているということを見ていただければと思います。理由別ですが、中学校の方は小学校とは違ってきまして、通学上の安全、学校が近いというのは極端に減りまして、友人関係とか、特に多かったのが学校評価・環境等ですが、そういったものが中学校の場合には多くなっています。年代があがりますので、選ぶ基準、事情が変わってきています。やはり中学校の場合には、行かれる生徒本人の希望が大きな働きをしていることがありまして、事情なんかも違ってきているということでありまして。17年度の分析につきましては、18年度が終わりましても同じような形で集約はする予定にはしております。

次に、アンケートの結果ということですが、申請をしたのか、しなかったのかということでお尋ねをしました。申請された方は誰の意思で決められたのかということをお聞

きました。しなかった方については、何故しなかったのかということで、我々の方で「当然校区の学校に行くものと考えている」「校区外の学校を希望する理由そのものが見当たらない」「人数制限があって抽選される」「隣接校の範囲では希望する学校がない」「申請期間内に住民登録がなかった」以上5点については具体的に指定させていただいて選んでいただくという形にし、あとその他ということで具体的に記述をいただくという方法でまとめました。個々の学校の部分をご参考いただければと思いますが、42ページに小学校全体を集計したものがあります。申請をされた方が27人となっていますが、誰の意思という部分では双方話し合われてというのが19人ということで最も多く、その次が保護者の方が決められている。1番少ないのは本人の意志で一人だけ。小学校でするのでそういう傾向かなというところですが、申請しなかった理由ですが、「当然校区の学校に行くもの」と「校区外の学校を希望する理由がない」というのは、回答例が悪かったのだらうと思うのですが、取りようによるとどちらにも該当というのは確かにあると思うのですが、その関係で両方をされた方もおられるくらいで、そういう部分で区別がつかなかったこともあります。ただ、圧倒的に多かったのは、「校区外の学校を希望する理由がない」だけを選んでの方ですが、一概には「当然校区の学校に行くもの」とは違う趣旨なのかどうかは不明な部分もありますが、合わせると1,000を超える方がこれを理由としているということです。複数回答ですので、100にはなりません。1,068を100とすると95%が1あるいは2となっております。その次に、我々が一番制度的に危惧しているというか、今後の課題も含めてあるかとは思っておりますけれども、抽選の問題ですね。これについては、今回回答いただいた中では37ということで、1,068を100とすると3.46%の方がこのことで申請しなかったということになっております。トータルで見ると3.46%ですが、学校別に見ると、桜が丘小学校がそういう回答をされた方が多くて12.5%、その次に多いのが多田小学校で10.4%、他に比べても少し高くなっています。何故かというのは理由がわからない部分もありますが、分析するとそういう形になっております。次に、その他理由で具体的にあげられたものをすべて列挙しておりますが、その他理由であげられている中での問題は、兄弟関係の問題です。優先枠があるとはいうものの最終的に受入可能人数の段階で抽選しますので、5%限度枠での優先があっても最終的に保障がないじゃないかということで心配であるとお答えが結構多くて、あと校区外に行くことに対しての通学上の問題は保護者としては心配であるというようなことがその他理由であっております。それと地域のつながりは大切にしたいというようなご意見も含まれておりました。以上が大体の回答の特徴です。ところで、兄弟関係の優先枠についてご意見があったと申し上げましたので、ここで少し、制度についてご説明をしておきたいと思っております。ご承知のように、校区外就学の希

望については、出す側の制限として5%枠を設けておりますが、既に兄弟が希望する校区外の学校に在籍しているときは、優先枠として5%の枠外となります。したがって、仮に5%枠が5人の場合、兄弟が在籍する方は5人の枠以外で校区外就学希望が認められるということになります。ただ、校区外就学希望者の受入校において、教室等の状況などから校区外からの受入可能人数を設定していますが、この段階では兄弟優先という枠を設けていませんので、もし受入可能人数を校区外就学希望者の人数が上回ったときは、兄弟在学に関わらず、抽選により校区外就学者を決定することとなります。そのため、兄弟が既に在学していても、最終的に行けない場合が出てくるということで、アンケートでの記述があったということです。

次に中学校ですが、同じように同じ項目でさせていただきましたが、46ページに集計をしたものがありますが、中学校全体で見まして、申請をされた方がトータル12人ということで、保護者と話し合っただけというのが9人と圧倒的に多いということで、ただ保護者が決めるというのが少なくお一人だけで、本人の意志若しくは本人が保護者ときちんと話しをされてというのが特徴的になっているのかなという感じがいたします。申請しなかった理由の部分で、やはり「当然校区の学校に行くもの」と「校区外の学校を希望する理由がない」が圧倒的に多いわけですが、660を100とすると98.9%ということになっております。抽選があるからという部分については、25で660を100とすると3.8%になりますが、学校別で見ますと、大体ほぼ同じですが、ダントツに高いのが多田中学校で9.5%ということで、従来からの校区の問題からすると緑台の方が多田中学校の校区になってますので、そういう部分も少し影響した数字になって、抽選をするのだったら手控えたというようなことが反映している可能性もあるのかなという結果にはなっております。あとその他理由としては、圧倒的に多かったのが本人の希望ということで、本人が校区の学校に行くんだというようなことで決めましたということで、明らかに小学校とは少し違う傾向が表れた結果となっております。

以上が、設問に対してどれかを選んでくださいということだったのですが、47ページ以降は、通学区域制度について全般的な感想をお聞かせくださいということで、全員の方に設問としてお書きいただけるようにしておりました。当然皆さんが書かれたわけではないですが、今回書いていただいた分は全部列挙しました。それで、分類してみました。分類分けについては複数の内容を書いておられる場合もあるので、必ずしもこの分類というふうには言いにくい部分もあつたり、私の主観もあつたりで、絶対的に正しいとは言えないかも知れないのですが、大体その傾向ということで分類してみました。分類としては、制度に賛成的な意見...一定の注釈はありますが...、2番目が兄弟に関する制限があるのが問題があるとか何とかした方が良いのではとかというような関係の

意見、3番目が人数制限等に関する意見で、もっと枠を広げてほしいとかの要望も含めて、そのような内容、4番目は自由校区的な意見を書いておりますが、いわゆる東京で言われているような自由に選んで、学校の特徴的なものがある方が良いとか、そういう制度だと思っていたとか、そういう必ずしも自由校区というイメージを抱かれて書いている感想でもないかも知れませんが、どちらかと言うと我々が思っている制度からすると、学校の校風を大事にしたいとか、学校の情報がほしいとか、積極的に選択していくという意志が強い意見ということで分けてみました。次に、従来の区域外許可基準に関するものということで、どちらかと言うと今までの許可基準に該当して対処すべきことなのかなという内容のご意見もありました。6番目が、制度に対する不安、こういうところがどうかな、だから心配なんです、だからしなかったんですというのも含めて不安とか、おかしいんじゃないかなという疑問的なもの、この疑問もどちらかと言うと7や8に通ずる部分があったりする部分もあるのですが、ちょっと微妙なので疑問ということで分類させていただいております。次に、7番目は、真っ向からとにかく反対ですよ、こんな制度はいらないよという人もあれば、必要があるのかわからないというようなご意見。8番目は、そんな問題より校区を見直したらどうですかというようなご意見のものです。その他は、分類のしようがない部分もありましたので、そういう形で9点の項目に分けて分類してみました。そして、各校別にこのような数字になったということで集計をさせていただいているのですが、50ページ、小学校全体という形も数字であげておりますが、制度に賛成するというのが圧倒的にもちろん多いのですが、平均的に問題の部分について皆さん様々な意見があるのかなという形になっております。こういう分類での分だけということで各校別に、具体的に書かれたものを、あまり脚色しておりません、正直全部そのまま、主観で代えてもいけないので、書かれたそのままをほぼ書かさせていただいておりますので、お時間があれば、目を通していただければと思います。次に中学校の方が、67ページからになります。68ページに中学校全体を掲げておりますが、感想そのものを書かれた方そのものが小学校に比べて少なく、感想の数そのものが圧倒的に少ないということがありました。そういうこともあってか、全体的にばらつきのあるご意見ということで、ただ兄弟に関するというのは中学校のことですので、ほぼ基本的に関係なくなるので、そういう意見も減りますし、そういう意味では、反対意見が意外と多かったり、小学校とは違う傾向が出るのかなという感じがします。小学校と違うという意味では、校区の見直しに関する意見が小学校の方が少し多くて、中学校の方はもともと大きくなってしまっているので、意外と少ないのかなという気がします。そういう部分で、少し特徴的な状況が小・中で表れているような気がいたしました。

<p>会 長</p>	<p>以上で、17年度の校区外就学の状況についてのご報告とさせていただきます。</p> <p>かなり詳細な報告で、そして原票の部分の集計なんかになりますと、随分とこのあと確かめないといけない面もあるのですが、ご質問ございますでしょうか。</p>
<p>委 員</p>	<p>今のまとめを聞きまして、ちょっと気になったのが二つあるんです。校区外の学校を希望する理由がないということとの兼ね合いで説明がありましたように、決められた校区に行くのが当たり前だという意見が圧倒的に多いですね。将来、校区を変更した場合に、言われている概念がそのまま当てはまるのかなという懸念が一つあります。今決められた校区に行くのが当たり前だと、それから理由がないという意見があるので、将来仮に校区のバランスを崩すと、校区を変更する可能性が残ってるわけですね。その時に、この人たちの意見が本当にうまく入っていくのかなという懸念があるのです。もう1点は、希望する学校が隣接校にないということは、小学校のレベルの問題が隠れてるのかなと。中をずーと見ていきますと、たとえば英語教育がないから行かないんだよとか、行けないだとかというようなことが、中に入っているんですよ。今もらったばかりで細かく分析してませんけれども。そういうことになってきますと、ここの学校は、端的な話をしますと、レベルが低いから行かないよと、こっちに行きたいよという意見が、介在しているのかなという心配があるんです。先程話があったように、完全に自由制にしてしまうと、小学校間のレベルの差が、あるいは中学校間のレベルの差が歴然と表れてきて、相当うまく学校のレベルを統一しておかないと、こんな意見があるということを見ますと、心配だなという感じをしております。</p>
<p>会 長</p>	<p>今の変動の予測と心配の部分、かなり2点に凝集されて表れていると思うんですが、いかがですか。</p>
<p>事務局</p>	<p>今の委員のお話ですが、そのおっしゃる部分というのは、私もこれを見ていて、集計してしまして思ったことではあります。ただ、校区に当然行くものだと思っている方という部分の影響ということになると、確かにおっしゃることもよくわかる部分もあるのですが、お答えのしようがないというか、どうなのかなという感じはします。その前に、それよりもあとに言われたこととも影響する部分があるのですが、全体としてこのアンケートを取らしていただいて思っていますのは、数として分からないですが、我々が審議をいただいて一定の通学区域上の問題、いわゆる境界域に近いとか、安全性の問題とか、この制度の主眼の理由になっているわけですが、そういうことを解決するために</p>

は非常に良い制度ですねというふうに明らかに感じておられているアンケートの結果もたくさんあるのですが、その一方で、いわゆる自由校区的な発想、我々としては、...嫌な言い方というか逃げていると取られるかも知れませんが...あまり積極的に学校選択という言葉は使わせていただいていないのです。というのは、非常に誤解を受ける可能性があるのです。そういう意味で、校区外就学希望という形で、保護者の方にもご説明するようにしています。ただ、それが結果的にわかりにくいのかも知れないのですが。そうしてるのですが、選択、選ぶという行為そのものに主眼をおかれている方は、このアンケートの中でかなり多いように感じています。半々なのか、あるいはどちらが多いのか分かりませんが、とにかく選ぶためには、学校の情報がほしいとか、特徴がないのに選べないとか、そういう発想に立たれている方は多い。そういう意味で、校区に行くものと考えているためという答えと希望する理由がないということが、似たようなことでもあるようにもとれるのですが、希望する理由がないというのは選択をしたときに希望する理由がないと本当に思われている方もおられるかも知れないということで、そこが数字だけなので、具体的には読みとれない。感想でも、半々に分かれるような感じもありますので、直ちに校区のことも含めて、どう影響するのかというのは微妙かなという気はします。ただ、そういう意味では、校区を見直していくときに、これは部分的な見直しになるのか市全体に関わってくるのかということにもよるかとは思いますが、特定の地域に限るようなことがもし起きるとすれば、理解を得れる部分はあるのかな、そういうふうに考えていただける方も確かにたくさんおられるというのは、アンケートの中で窺えますので、そういう部分は、実際にはどうなるかわかりませんが、割と希望的な部分もあるのかなという気がします。ただ、アンケートの感想の中で、校区そのものを大事にしないよとか見直しもきちっと考えるべきじゃないですかというのも少なからずあるというのはその背景があるのかなという気はしております。

会 長 何層かに渡る検討すべきものを含んだ説明だったのですが。この感想を含めましてどういうふうに重点を置いて読んでいくかによって随分違う面もあるかと思えます。

委 員 このアンケートの読み方というのは、いろんな形で、興味深く拝見しておったのですが、素直に読んで間違ふところとなるほどなというものが入り交じっているわけですね。私が個別の問題よりも、この審議会でのアンケート等についての事務局サイドの評価というものが別途出るのか、でないのか、これはできるだけ生の形で集計してくれてますね、我々はそれを聞いてこれをどういうふうにとらえようか論議する場が、次回なり別途用意されるのか。というのは、一つは、5%枠で、一部多田中とか例外あるもの

の、まあまあはまっているじゃないかという人もいるでしょう。二つ目は、このアンケートを見て、校区外を申請しなかったのは、義務教育で決まっているからなんだと。先程おっしゃったように、自由に選べるという発想での5%枠なのか、特に希望するというふうなことなのか非常に微妙な受け止め方もあるし、周知徹底の不足もあるし。特に私は、緑台、陽明小と緑台中学、多田中というものを両方いろんな角度で、地元で聞いたりする場がある立場にあるものですから、今日ここで意見を言うのか、別途何回どのテンポで開かれるかによるんですが、その辺の評価によっては、いろんな次のステップへどう行くかという意味でも大分変わってくるだろうかと思いますので。その辺今日意見を言えというのか、次の時にまとめるというのか、どちらで考えたら良いですか。

会 長

どういう段取りと意見表明、集約の形を予想するのかということによろしいですか。

事務局

1番最初にも申し上げましたが、具体的には17年度と18年度の実績を踏まえた後に検証を行いなさいという規定になっております。そういう意味では、18年度に具体的に審議に入っていくと。ただ、いきなりということでも我々も委員の皆さまも困りますので、事前に17年度から審議会を立ち上げさせていただいて、事前に状況を把握いただきながら、継続をしていきたいという思いで今回開かせていただいております。そういう意味で、本来的に委員の方々から今のようにご意見が出なければ、ある意味では今年度は今日だけということでも考えようもあったのですが。今おっしゃっていただいたように、確かにいきなり今日お示しをさせていただいて、実際に具体的な感想もこれだけたくさんある中で、読みもしないでご意見ということもなかなかできないと思っております。今年度は基本的には前哨年度ということになりますので、少なくとも3回程度しか見込んでおりませんでした。そのうちで、どの程度開催していくかというのは審議会の状況を見ながらお諮りをいただければと思っております。ただ、18年度の入学の状況がまたこの10月から始まって12月くらいには一応の結果がわかることになりますので、それを受ける方が良いのか、とりあえず17年度の状況について意見交換していただいた方が良いのかというのはご議論いただければと思っておりますが、その辺の時期の兼ね合いにつきましては適当な時期を見計らっていただければと思っております。ただ、少なくとも18年度の状況も一旦知っておいた方が良いということであれば、年開けた1月か2月に1回開かせていただいて、当然18年度の分のアンケートはもっと先になってしまいますので、それを一緒に検証することはできませんので、数字としては17年度の傾向がこうあって、18年度の結果がわかって、17年度のアンケートを見て18年度を見ていくところかなということも良いということであれば、年明けということも

	<p>考えていただけるのかなど。その辺は、委員の皆さんでご議論をいただいて。ただ、教育委員会としては、最大でも17年度では3回程度かなということでは見てはいないのですが。</p>
委員	<p>結論的にいうと、18年度に入学される小学校・中学校の校区における今のシステムは、今のまま継続するという事だから、今年、来年で十分検討して間に合うんじゃないかと、そういう考えで良いのですか。</p>
事務局	<p>概ねそういうことです。先程のご説明しました規則では、付則第2項で「委員会は、就学指定の制度に関し、5年毎に、審議会の意見を聴いた上で、当該制度の運用方法、改変効果の検証等を行い、必要に応じて具体的な対応を決定するものとする。」と定めた上で、付則第3項で「この規則の施行後初めて実施する就学していというの制度に係る検証等については、2年を経過したときに行うものとする。」と定めております。これは、1回目の検証は、制度スタート後2年を経過したときに行う、つまり2回の実績を踏まえた上で実施しますよということでありまして。これも審議会の答申を受けさせていただいているわけですが、2回の実績を見た上で、次につながる変更があるのか、ないのかということを含め、制度の検証を行いなさいということになっております。もちろん18年度が終わってはじめて、今の具体的な審議に入れるわけですが、その時に、19年度の部分に間に合う形の改正ができる審議ができるのか。1番良い形は、確かに19年度に必要な改正があるとすれば、それが実現できるというのも一つの方法かなと思っておりますが、ただ審議状況を見ながらということになります。少なくとも最低限規制があるのは、2回の実績を踏まえた上での制度検証であるというのが今のルールということでありまして。</p>
会長	<p>今日の大きい議事録ですが、私たち委員として見る場合には、15、16ページに3つぐらいの委員会の役割規定がありますね。これの段階付けをしたうえでデータを読みとって行くんだと。そのデータを読みとっていくのが、17年度のデータについては27、28ページに出ております。これが1年目の実績として既に議論し得るものとしてあるわけですね。では、この17年度のものについてどういう議論をし、18年度ではどれぐらいの回数を見込むかと、こういう話が今出てきつつあると思います。それでどうでしょうか。ここで会長がこういうふうに言うと、学者さんだなど言われそうなんです。17年度で出てる部分についてのみで既にいるんな状況判断がし得る部分と、18年度以降また始まって動いていく部分というふうに仕訳したうえで、この時点という</p>

とどうということになりますかねというようなことを多少議論しておいても良いかなという気持ちはありますが、いかがですか。それと、今事務局から3回程度という開催についての見通しみたいなことがお話がありましたが、その見通しというものはたぶん事務局として27、28ページの読みがあって、その上で18年度予測に連なるという見通しの部分もあるわけですね。この辺でどうでしょうか。データとしてあります27、28ページ当たりについての。この点につきましては、副会長が専門家ですので、聞いてみたいのですが、どうでしょうか。

委員

専門家ではないのですが、見させていただきますと、全体としての申請数が大体何%ぐらいかなと思いましたが、2%ぐらいですか、小学校、中学校に関しても。それで、5%の枠を設けて、最終のパーセンテージが全体の2%程度であるということであれば、全体とすれば安定的な制度かなと思います。ただし、幾つかの学校では超えているところもあるわけですね。例えば、外に出す方としては多田中学校、入る方としては川西小学校。個別については、想定5%よりも上回っていたと。川西小の方も良くわからなくて、出す方については5%枠であるということですが、受入の時にどれだけの受入人数がどういうふうに基準があって、それがオープンにされてきたか、その辺のところも本当は聞きたいところなんです。これはあとで答えていただければ良いかと思いますが、これはかなり微妙な問題も入っているかなという気がします。だから、全体とすればまあまあかな、ただし個別には多少の問題がないわけではないというようなこと、今の段階ではそういうこと。ただ、こういう2つのケースについては、年度を追って、これが1年限りのものなのか、あるいは継続して続くのか、このマイナスの数値が増大するのかなというようなことについてはかなり気を付けてモニターする必要がある。もしこれが、継続的に数値が拡大していくということになると、学区そのもの、あるいはパーセンテージそのものの問題として、その辺から崩れていく可能性があるというようなことがあると思います。もう一つ、先程おっしゃっていた問題としては、プッシュ要因というか、要するに何故出たいのかということと、プル要因、学校が引っ張る要因、ある意味では学校の魅力とも関わるかとも思いますね。学校の魅力として、学力が高いのかとか、風紀がどうのこうのとか、地域的にどうかとか、中学校の場合であれば高校との接続の問題なんかもあるでしょうし。そういう学校の魅力に関して、プル要因とプッシュ要因というのがたぶんあるんだろうと思いますけれども。その辺のところ、たぶんこの中にすべて盛り込まれているかなというようなことで、非常に面白いデータだと思います。ポイントは、27、28ページの全体の数値と、想定外のところ、5%というのはこれまでの実績のもとにこの中で収まるであろうということ考えてきた数値な

<p>委員</p>	<p>んですね。これはどの地域についても収まるであろうというふうに考えてきたんだけれども、ただ収まらなかったところもあった、たった1校ですが、多田中学校ですね。小学校についてはOKだった。これについて厳しく言うと、失敗だったと、失敗というのはおかしいですけど、想定以上のものがあったというふうなことは考えられなくはない。ただ、これが1年限りだけのものかどうかというようなことは、よく見る必要があるかなという気がします。</p> <p>今委員がおっしゃったのは、まったくそのとおりで。私が冒頭検討したいと言ったのは、5%枠で、ある一つの中学校以外はまあまあ良い線行っているじゃないかというふうには、私は読んでないわけです。というのは、こういうふうな5%枠というのを設けて、周知徹底して行くと、教育というのはそう1年でくるくると変わるものでもないの、したがって、私は当初まだ審議会の委員ではなかったんですが、もう少し広く取っておいて、10%なら10%でも良いと。ただ、ここにあるように、兄弟が指定されている校区に行っているから良いよというのと、行く気ならそこそこ行けるんじゃないかという気持ちの差もあるので、私は、一つの運用の数値としては、5%が良いのか7%が良いのか10%が良いのかというのはわからないけれども、その辺の教育という場に関する一つの流れみたいなものを十二分に背景に汲み取っておかないと、一般的な経済活動とかいうものと違うものですから、それが非常に気になっているというのがあったんです。だって、来年もう一つ別の問題が起こってくるとか、その点非常に気になるものですから。良かった、良かったというふうには私は評価していないものですから。</p>
<p>会長</p>	<p>今のご発言に表れてるように、この制度は、学校としての運営も含めて教育委員会としても見通しを持ち得るし、また審議会としても考え得るという、ある程度の安定的な見通しを持ち得るという範囲で5%というふうに設定したわけです。今ご指摘のように、この5%というものはどういう意味を持つかということについては、これは絶対に5%にしないといけないのかということ等について、いろんな議論の幅を設けるべくその中間見直しを2年目に設定しているというのは、言ってみれば、副会長のご指摘のように、もう既に相当危ないという面もあるというふうに認識すべきだという非常にシビアな意見もありますが、むしろそういう意見も出し得るし、議論し得るように2年前設定してやるのが良いというところで、審議会としての公式見解を言うと、非常に制度のもっていきようについては柔軟に、そして数値については、色々変動幅はあるのですが、一定の幅を明示して提示しないと制度というのは運用できないので、そのところで流動的に捉えるけれども丁寧に見ながら運用していこうという趣旨だと思うんですね。両方言</p>

	<p>っていると、流動性の観点と安全性、安定性の観点とが流れが違ってくるので、むしろこの議論はこれからやっていきたいと考えております。</p>
委員	<p>先程の質問なのですが、川西小学校で受け入れを5人にしましたね、ところが希望者が7人いて2人篩い落とされた。これは、受け入れる側と送り出す側と両方抽選があるということですね。我々の前の議論の焦点は、送り出す方にあったのですが、今度受け入れる側としても抽選という形に出てきたということが新たな展開かなと思うのですが、この辺の受入枠の基準というのはどういうふうになってるのですか。</p>
事務局	<p>ご指摘の受入可能人数という形で規則上定めさせていただいている分ですけれども、当然学校のキャパシティという問題を配慮するために生まれてくるものということなのですが、基本的に受入可能人数を設定するという形の中で配慮してますのは、校区の人間、例えば川西小学校とすれば、当然に川西小学校に行くべきものとして行かれる方が何人おられるのかがまず大事ですから、その辺の推計的なものを出しながら、過去の流動状況の確認をしながら、翌年度何人まずは校区の人間として行くのか、何故何人かとなると、その何人かによって何クラスになるのかが大事になります。クラス数を見たときに、校区の人間だけで何クラス、その時に校区外から来ることによって、教室を増やさないといけないようなことが起きると、例えば増築をしないといけないとかということも出てくる学校がある、正に川西小学校の場合はそういう状況だったわけですが、そういう部分でのキャパシティというものを見ていかないといけないということで。推計的に翌年度の状況を見ているのですが、過去の状況も見ながら、ある程度調整枠を設けながら、マイナスしながらプラスしながら、過去の状況を踏まえて何人になるであろうということだけは確定します。その上で、例えば90人ということであれば3クラス、80人プラス10人ということ、そうすると20人枠が基本的にはできる。転入、転出を踏まえても校区の分は90人を確保すればなんとはいけるだろうということになれば、20人枠が単純な校区外からの受入可能な数字にはなってきます。そういう形で調整していくわけですが、少なくとも川西小学校の場合は、転入、転出を考えてしまえば、校区の人間だけで教室が足りない状態になるという状況がありました。その部分で調整をかけた結果、5人しか受入枠を設けることができなかったという形です。校区外から受け入れることによって教室を増ということは、教育委員会としては考えないということの基本としています。校区外を理由に学級増設はしないということで、現実的に校区の人間で何クラスになるかによって、その空き人数を受入枠とすることを原則とするという形です。それと、川西小学校の場合は、当初ゼロでしかやむを得ないという状況だ</p>

ったのですが、受入枠ゼロというのは一切しないよということを基本としたので、校区の推計人数をマイナスで調整し、受入枠5人を確保したということです。逆に言えば、基本的に校区外によって教室を増設しないといけないようにしようということを原則にしてるわけですが、もう一方で受入枠ゼロにしないということをルールとしましたので、そのために5人となったんですが、校区の人間で超えた場合には学級増設は余儀なくされているということではあります。一定増やさないというルールを持ちながら、受入枠ゼロにしないということも一方で持ったために、校区の人間の転入が予定よりも多ければやむなしということも、とりあえずは考えたということです。もう一つは、5%限度枠の関係で、受入校のうち1校に集中したときに最大人数は決まっていますので、それを超えて受入枠を持つ必要はありませんので、それを最大の数値とさせていただきます。というような基準を設けまして、受入枠を設定しているという状況であります。

会 長

今川西小学校の事例で言われているのは、先程副会長がプッシュ、プルというふうに言われた、出たい要因、入りたい要因という部分のほかに、杓子定規に定員を運用すればそもそもが5%というものに遙か及ばないところでの工夫として、行政判断をして枠を取って運用しているという、かなり複雑な絡みが一層出ていて、そういうものとしてこの5人で7人が希望して当日にいらっしやらないというふうになっていくという。この経過は非常に微妙に委員として、全部のステップで何を考えて誰がどう動いているかというふうによく考えていただきたいとこなわけです。私なんかは、重要な経過を見るように教育委員会は運用しているだけで、これの持つ意味は非常に大きいということを感じます。私は、とりあえず今日は、こういうところまで1年目に来ているということで、その上でどういう会議の開き方と準備していったら良いかということをお諮りしたいのですが。

委 員

一つだけ今の点で、教育委員会としてどういうふうに定員配置をするかということは当然行政的な判断の裁量の問題だろうと思いますが、かなりきつくすると5%枠というようなことの議論が飛んでしまうというような部分があって、緩くするとどうなるのかという問題もあるのだけれども、明らかに川西小学校の部分については、行政判断として2人はねたということになるわけですね。ただし、その時、微妙な時期の問題というか、要するに校区内の生徒がどれ位いるかというようなことを確定する時期と校区外の希望者がどれ位いるかを確定する時期、これにずれがあるだろうと思うけれども。その上で、校区内に絞った形で定員を割り振るとするのは行政的な判断ですね。行政的な判断というのは、別にトータルでやっても構わないはずなんです。ただ、教室が物理的

にないというような条件と教師だけがいないという条件というのがありますね。教師を例えば一人回すとか増員するとかいう形でやるというのも行政の裁量の範囲の中でできるはずなんです。この数字は、審議会との関係で言いますと、この2というのは非常に少ないんだけど、これは行政の判断と審議会との間の微妙なずれとして非常に重要な意味があるのではないかなと思います。というのは、つまり、行政判断によって申請者の中で離れちゃったというようなことだから、これは少ない方がいいんですね。こっちの方の外に行く方については、校区が5%の数字で良かったのか、校区の線引きそのものがもともと問題があったのか、いろんなところにフィードバックが行く可能性がありますね、この2年間、3年間の間で。これは議論しないといけないわけですが。それとは別に、非常に微妙なタイミングで校区内の人数の確定、私立に行くのがどれ位いるのかというのは非常に難しい問題、たぶんぎりぎりになるだろうと思います。あと、校区外の問題、もっと前から調べてるはず、状況としては数値してわかってるはずなんです。ひょっとしたら本当はゼロにできたかも知れないというふうなことは私は考えているんですが、その辺いかがでしょうか。別に追及してるわけじゃなくて、テクニックの問題として、非常に微妙なテクニックがあるかなというような形と私は考えているんですが。

事務局

直接的な回答は正直言ってできる状況にはないということではあるのですが、結果的に川西小学校に限っての分については、集中すると15人だったんですが、これに対して5人の枠しかとれなくて、結果とすれば、集中したときに10人落ちるという状況だったんですね。それ以外のところは、ほぼ集中した場合でも受け入れることができる受入枠を設定できたのですが、川西小学校だけが特殊な状況にやむを得なくなったという。それと、川西小学校そのものが校区だけの方を受け入れるだけで校舎が危ういという状況が明らかに目の前に迫ってありましたので、そういう意味では行政的な判断という形を強く持っているということで、現実的にやむを得ない選択だったとは認識をしております。そういう意味で、委員がおっしゃるような5%枠の意義の問題とかいうことを絡み合わせていけば、少ししんどい部分であったというのは確かなのですが、これは現実的な対応という部分で、選択をしたというふうに考えている部分なので、この辺は今後の課題であるというのは確かかなと。ただ、洩れた部分のお話なのですが、枠にはまらなくて落ちましたよということなのですが、基本的に入学辞退者等の人数に応じて繰り上げ当選というのは制度としては設けております。なぜ「等」にしているのかというのは、抽選の対象になった人だけが辞退ではなくて、予定よりも校区の人数の思いがずれた場合、いわゆる予測した人数よりも減った場合、その枠を確実にあけるのであれば、繰

	<p>り上げ当選は想定をしているということで、少なからずカバーはしようという制度にはしている。そこの兼ね合わせの中で、最大限川西小学校の場合もやむを得ないであろうという判断があったというふうにご理解いただけるのが一番良いのかなと思います。</p>
<p>会 長</p>	<p>時間のこともありますが、司会として考えますのは、この1回目の議論で既にこれだけのデータが揃って、判断をどのように考えたかということが、質問があり答えが出るというようなことになっていまして、私は、保護者代表の新しい3人の方がどのようにお感じになったかということはお聞きしたい方が良いかなと思ったんですが、何かございましたらお願いします。</p>
<p>委 員</p>	<p>私も6年生がいましたので、制度の方を初めて適用させていただいて、まず最初の質問内容とかもちょっと意味がわからないといったお母さん方の声を聞きましたし、なぜわざわざ校区をそういうふうな形で分けないといけないのという、こういうことをやること自体を、審議すること自体を心配されたという声も聞きましたし。私自身としては、自分の校区でそのまま行けるものと思っていましたので、何か不満がある声があるのかなというのが実際のところでした。ただ、一つ思い浮かんだのは、学校がちょっと嫌で、いじめとかにあわれた方々が、次の学校に進むときに別の学校も選択できるよというような、新しい環境に行けるよというような、そういう意味合いが入ってるのかなと思って、別な意味で感じた校区のお話なので、内容的にちょっと見せていただいただけではお話はできませんが、自分の感想としてはそういうふうな感想を持ちました。</p>
<p>委 員</p>	<p>私は幼稚園児が一人いるだけなので、まだ小学校、中学校の状況がよくわからないのですが、これをざっと見させていただいて、メリット、デメリットはいろいろあると思いますが、うまく行っているのじゃないのかなと、大体その印象だけで思ったのですが。私としては、公立の幼稚園、小、中で、学校ごとにすごく特色を出してアピールして、まあ言えば自分のところに来てもらうようなことをそんなにする必要があるのかなという気はしているのです。こういうふうに他の校区に行けるかどうか選択する要因としては、小学生であれば通学と、それからいじめとか、どうしても小学校、中学校になじめないという人のためにあれば良いのじゃないかという感じで思っているのです。学校のレベルが、こっちが勉強が熱心だからこっちに行くとか、全体ものすごい広い選択肢の中から自分の行きたいところを選ぶようにすることまでする必要はあるのかなと思いましたので、これ位でデメリットをちょっと検討していけば良いんじゃないかというふうに思いました。</p>

委員	私自身は、上に2人にて、校区があるからというのでそちらに通っているだけで、こういう内容があるというのは知らなかったという申し訳ない状態で。別に問題なかったのですが。
会長	どうでしょうか。今日のこの全体の状況確認をしたことと、次いつ頃かというふうなことについてはどういうふうにお諮りしたら良いでしょうか。
委員	学校の方からの点検をしていただいたら。
会長	学校の方のご意見を伺ってということによろしいですか。
委員	感想ですが、具体的な名前を出していったりして話をするのはまだ心の準備はできていないのですが、今緑台中学校にありまして、シミュレーションでは3クラス、なぜかという、9教科の教員をきちっと配置させるためにはオール3クラスは必要だというふうな思いがあって、期待しておりました。その地域の中にも緑台中学校へというアンケート調査とかいろんな動きもあったわけですが、非常に期待しておりました。実際蓋を開けてみますと、かなりの申請があり、このまま行ってくれたらなという思いもあったのですが、実際入学者数、区域外から希望して入って来た生徒は、受入枠の半数程度。そのために学級数は2学級になった。そうしますと、教員定数はガクッと減るんですね。そうすると、免許外申請、あるいは無理な学級経営という形になって、しんどいなという思いはしました。でも、今出ている意見を聞いていると、小学校もそうですが、中学校においても、5%で、シミュレーションどおりには行かないな、しかもそれぞれ地域の方々の思いというものも、私学に流れるだとかそういったことも含めて流動的だなと。自身はあったんです。先程の学校の特色だとか、そんなものを出さなくても良いんだという意見もあったのですが、市内7中学はそれぞれ特色もあるし、地域性もあるし、学校運営の方針だとかそういったものも明確に打ち出してきていますし、非常に生徒を育てるぞという意気込みは感じてましたのでね。7人の校長先生と話す中でも、相当心配というか、それだったらそれで良いじゃないかという思いはありました。何も5%がどうのこうのじゃなしに、来るものは来るだろうと、強いものは感じておりました。実際は、いくら校区に近いとか、学力がどうのこうのと言ったとしても、地域の人々はいろんな思いを持ってるのだなということをつくづく感じた3月末だったですね。
委員	正直5%枠の中で、ある意味で選択されるかなと、その結果どういう数字が出てくる

のかなというのは、そういう意味では心配したというか。100人で5%というと5人ですから、実際大した数字ではないのですが、選択されるのかなという意識になったのは確かです。ただ、小学校の場合は、ここにもでてたように保護者の方の認識が、世の中安全性というのが一番問われてますので、わざわざ遠い学校を選ぶというのはたぶんないであろう、私の学校の状況を見ても、比較的近くの方が選んでられているみないな状況なのですが。職員と話している中で、私の学校でしたら最大限16人の受入枠があって、16人も校区外の子どもたちが通ってくるようになったら、例えば地区別の児童集会とか、その子たちの通学の安全をどういうふうにするのか。一応市教委からは、それは保護者の問題ですよという話しにはなっているのですが、ただ学校として校区外だから少なくとも校区へ来るまで親が責任、面倒をみなさいよとはなかなか言い切れるところでもありませんし。正直そうなったときに、地域の学校と言いながら地域でない子が一杯来るようになると難しいなという思いなんかはありました。あと、気になっているのは、中学校の方の申請の中で、学校評価とか環境等で選ぶというところがあるというのは、実際多いですね。これは学校現場における人間だから余計感じるのかも知れませんが、それを認めても良いのかなという、それに対して市教委はどういうふう面倒を見てくれるのかなと。東京とかあちらの方で、極端になったところは子どもが集まり状況になったところで、行政はそこに対して一体どういって入れをしてくれているのかというのはまったくわからないので...そういうのは思いました。感想です。

会 長      学校の方でのいろんな地域的なアピールということとか、様々な予測というものも随分たくさん色々あるのだなというふうに思います。どうでしょうか。委員の方で何かご意見は。

委 員      今日これを配布していただいて詳細に見たわけではありませんが、後ろの感想を非常に興味深く読んでおります。それから、その前のアンケートの結果の集計、これも良く分析されておりますし、回収率も割合、中学校はともかく、小学校は高いですね。それだけ皆さん関心を持たれたのだなと思いました。5%枠というのは、前回答申を出すまでには、7、8回の審議をした中で、最も争点と言うか、問題のあったところなんですね。しかし、5%を決めたということで、その結果がどう出るのかというのはかなりの関心事でした。しかし、私は、落ち着いたの良いパーセントだなというのが第1印象でした。先ほど委員が、いや落ち着いたが良いのじゃない、5%の枠のはみ出した部分こそが問題なんだというふうにおっしゃいました。前回コミュニティの代表としてご出席いただいた委員もその点を非常に気にされ、最後まで留保意見として出しておられました。

ですからやはり、コミュニティにはいろんな問題が今もなお残っているのではなかろうかなと。そこをもう少し分析して、何が問題なのかというところを確かめていく必要も、今後これからあるのではなかろうかなと思いますが、全体的に見ましては、5%枠は収まりの良い数字だったなと思います。もう一つは、私は、川西市の小、中学校、公立学校が、非常になれたと言いますか、余り特色のないという、語弊がありますが、優劣のないと言いますか、平均的な学校が多いのではなかろうかなという印象も受けました。というのは、5%枠というのは、かなりの数字ですが、それが満たされておらない、ほとんど。5%枠の中で収まってしまっているというのが。皆、外へ行きたがらないんだという印象も受けたんですね。それは、父兄の方々や子供たち、本人が、学校差というものはあまり意識していない、むしろ近いところだとか、友だちが行くところだとか、そういうところを重点的に学校を選ぶ、選ぶというか、選ぶ段階ではありませんが、学校に満足している、校区に満足しているのじゃないかなという印象も受けました。もう少し、特色のある学校に集中するのではなかろうかなという素人判断で思っていたんです。その心配の方がむしろ強かったのですが、さほど学校差というのはないんだなというふうに感じました。

会 長 委員はいかがでしょうか。こういう形で、データが出てこういう議論は、実に久しぶりという感じなんです。

委 員 今委員がおっしゃった、私もそういう感じを持っているのですが。やはり、コミュニティという立場から考えれば、混乱を生じてくるというのは否めない。というのは、東谷なら東谷と牧の台、北陵とありますね。それぞれコミュニティが、小学校区ごとにはっきり作られておるわけなんです。ところが、たとえ5%にせよ、その中から何人かの子が、東谷に来る予定の子が、北陵へ行った、牧の台へ行ったというようなことになれば、コミュニティ活動としては東谷小学校区として盛んにやっているわけですが、子どもたちにすれば、その中から、関係がないというとおかしいですが、住んでいるのは東谷小学校区のコミュニティの中にと、あるいは一つの自治会の中にと。ところが、学校は全然違うところに行っているというようなことで。全然違うわけではありません、隣ではあるけれども。子供たちは学校で友だちを作るんですから。住んでいるところでも友だちがあり、学校でも友だちがありするけれども、本当は住んでいるところと学校とが同じというのは、生活の状況ですね、それが、自然と。例えば、文化祭をする、地域の体育祭をするといっても、学校が違えば文化祭の日も違うし。子どもたちが、精神的な面で混乱を生じると言いますか、そんな感じもするんですが。

委員	<p>実は校区審議会委員という立場を離れて、川西市全体のことを考える立場にあるのですが、悩んでいることがあるのですが。と言いますのは、今問題となっている川西小学校へ加茂小学校区から5人行っているうち、4名が私の自治会のところなんです。単純に、そこは坂を上がらないといけないものですから、そういう坂を上がってまで行かせたくない。平地を歩かせて隣の学校に行かせようという単純な動機なんです。それが、今委員が言われたように、地域のまとまりの中にしっかり手を握り合って、地域を育成しようというコミュニティの世界によそから入ってきた人なのです。これが一番悩ましいところなのです。だから今おっしゃっているように、4人の子どもたちが川西小学校に行った、その兄弟がおります。その連鎖反応で、また来年川西小学校に行くということになりますと、私どもの地域だけが分裂してしまうのです。ものすごく悩ましいのです。どうするべきかというのは、これから考えさせていただきますが、今のデータを見ますと、まったく今問題になっている、なぜここだけがマイナスという当事者なんです。これが今年だけで終わればいいんですが、このまま連鎖反応を起こすんです。私の方の地域だけが校区の小学校に誰も行かなくなってしまう。それが心配なんです。</p>
会長	<p>何層かにいろんな問題が重なってありまして、その重なったもので、今年度の分及び来年度の方がどう動いていくかということと、その予測の中でどういう判断をすれば良いのか。これは、たぶん委員の区分そのものが、4者4様に悩みと、お互いの立場というのがあるんだなというような議論が出てきそうなので。どう考えましょうか。具体的な次回開催みたいなこととか、この問題についてどういうふうに議論していくかということについて、事務局の方でご意見いただければと思います。</p>
事務局	<p>先ほどもお話をさせていただきましたけれども、もともと今年度少なくとも最大3回程度は必要なこともあるであろうと考えておりましたので。あとは、時期的な問題として、18年度の一定の状況がわかった形の方が良いのか、いったんそれを挟むことなく、それを抜きにして17年度の状況を土台にして、それを見る限りこういう考え方ができるかという意見交換を持つのであれば、この際次回いつごろということを決めていただくか、という形の2つに1つかなという気がしております。若しくは、トータルもう1回と1月あるいは2月ぐらいという形ですね。18年度の状況について、18年度の段階でいきなりというわけにもなかなか行かないとも思いますので、そういう意味では、年明けぐらいには1回開いていただけると、確かに審議としては次の年度にも入りやすいかなという思いはしております。</p>

会 長	今の予測で、各々の読みから言うのでしょうか。
委 員	私は、とりあえず17年度の結果は出てますから、これについて少しいろいろ意見交換しておいた方が良いのかなと思っています。それで、その上に立って、18年度がどこまでの状況が出るかわかりませんが、それを見ながら進めるというのが良いのかなと思います。全部まとめてというより、17年度の結果をある程度検証しておいた方が良いのかなと思います。
会 長	2回目がそれで、18年度の一定の状況が出たところで1回と。そういうので予定を組んでいくということで可能ですか。
事務局	結構です。
会 長	皆さんいかがでしょうか。たぶん今回1回目でこれ位の重なり方なので、2回目、3回目はどうなるかっていうことは予断を許しません。しかし、やるしかしようがないとか、やるってことが仕事なんでしょうね。では、2回目を今のご提案のようなことを考慮して考えるということを入れまして、よろしいですか。  (次回開催日日程調整) 10月20日(木) 午後5時 を予定(10月早々に案内)
会 長	今日はいきなり様々なものが見えてきた有意義なと言いますが、少し怖い会でした。次回10月20日ということでよろしくお願いします。

主な発言の要旨等、審議経過がわかるように記載すること。